

八代市議会 6 月定例会議案

（令和 5 年 7 月 3 日招集）

目 次

議案第 4 3 号	令和 5 年度八代市一般会計補正予算
議案第 4 4 号	専決処分の報告及びその承認について
議案第 4 5 号	専決処分の報告及びその承認について
議案第 4 6 号	専決処分の報告及びその承認について
議案第 4 7 号	専決処分の報告及びその承認について
議案第 4 8 号	契約の変更について
議案第 4 9 号	市道路線の認定について
議案第 5 0 号	八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 5 1 号	八代市厚生会館条例の廃止について
議案第 5 2 号	八代市農村運動広場条例の一部改正について
議案第 5 3 号	八代市災害危険区域に関する条例の制定について
議案第 5 4 号	八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 5 年 7 月 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日
八代市長 中村 博生

記

八代市市税条例の一部を改正する条例

八代市市税条例の一部を改正する条例

八代市市税条例（平成１７年八代市条例第２５６号）の一部を次のように改正する。

第３４条の９第２項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第３１４条の９第２項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第３６条の３の２第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「第１項及び前項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出することができる。

第３８条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第１項中「によって」を「により」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第４１条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第４４条第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。）」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第３項、第５項及び第６項中「によって」を「により」に改める。

第４６条中「によって」を「により」に改める。

第４７条第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「通知によって」を「通知により」に、「第１７条の２の規定によって」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の

規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項

第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ニ」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号イ」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ロ」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ハ」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」に改め、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 2 9 項」を「附則第 1 5 条第 2 8 項」に改め、同条第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同条第 2 1 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同条第 2 4 項中「附則第 6 4 条」を「附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項」に、「零」を「3 分の 1」に改める。

附則第 1 0 条の 3 第 1 3 項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 2 項中「附則第 7 条第 1 3 項」を「附則第 7 条第 1 7 項」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項の次に次の 1 項を加える。

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 6 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 1 0 条の 4 第 2 項中「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」を「令和 5 年度分及び令和 6 年度分」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第 1 0 条の 5 法附則第 1 6 条の 4 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日（第 5 4 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 1 6 条の 4 第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含

む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係

る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第 2 3 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 8 2 条第 1 号エの改正規定及び附則第 4 条第 1 項の規定（この条例による改正後の八代市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 1 6 条の 2 第 3 項に係る部分を除く。） 令和 5 年 7 月 1 日

(2) 第 3 4 条の 9 第 2 項並びに第 3 8 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 4 1 条、第 4 4 条、第 4 7 条、第 4 7 条の 2 及び第 4 7 条の 6 の改正規定並びに附則第 1 5 条の 2 の 2 の改正規定（同条第 4 項中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 3 5」に改める部分に限る。）及び附則第 1 6 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 4 条第 1 項（新条例附則第 1 6 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 3 6 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の八代市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき八代市市税条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 6 4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条

に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)

(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の八代市市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 5 年 7 月 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日
八代市長 中村 博生

記

八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険税条例（平成１７年八代市条例第２０１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２０万円」を「２２万円」に改める。

第２３条第１項中「２０万円」を「２２万円」に改め、同項第２号中「２８万５，０００円」を「２９万円」に改め、同項第３号中「５２万円」を「５３万５，０００円」に改める。

第２３条の２中「第２４条の２」を「第２４条の２第１項」に改める。

第２４条の２第２項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第１９条第３項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第４項中「第２３条第１項」を「第２３条」に、「同項」を「同条第１項」に改める。

附則第５項、第６項、第８項から第１１項まで、第１４項及び第１５項中「第２３条第１項の」を「第２３条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の八代市国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 5 年 7 月 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日
八代市長 中村 博生

記

令和 4 年度八代市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 4 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 1 4 号)

専決第 3 号

令和 4 年度八代市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 4 年度八代市の一般会計補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 2 1, 7 0 0 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 2, 0 1 1, 6 0 0 千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 3 1 日専決

八代市長 中 村 博 生

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税		15,805,609	73,700	15,879,309
	1 市民税	5,840,400	73,700	5,914,100
7 地方消費税交付金		2,902,000	156,900	3,058,900
	1 地方消費税交付金	2,902,000	156,900	3,058,900
11 地方交付税		16,290,191	166,500	16,456,691
	1 地方交付税	16,290,191	166,500	16,456,691
15 国庫支出金		15,024,597	302,800	15,327,397
	2 国庫補助金	5,144,887	302,800	5,447,687
17 財産収入		114,049	21,700	135,749
	2 財産売払収入	76,779	21,700	98,479
22 市債		4,860,400	100	4,860,500
	1 市債	4,860,400	100	4,860,500
補正されなかった款に係る額		16,293,054	0	16,293,054
歳 入	合 計	71,289,900	721,700	72,011,600

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		8,778,684	107,000	8,885,684
	1 総務管理費	7,606,787	107,000	7,713,787
7 土木費		5,550,888	21,700	5,572,588
	5 都市計画費	2,454,040	21,700	2,475,740
12 諸支出金		2,143,576	593,000	2,736,576
	1 基金費	2,143,576	593,000	2,736,576
補正されなかった款に係る額		54,816,752	0	54,816,752
歳 出	合 計	71,289,900	721,700	72,011,600

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 改 良 事 業	千円 110,300	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率見直 しを行った後 においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものに よる。ただし、市財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利に 借換えすることができ る。	千円 105,700	補正前に同じ		
河 川 海 岸 整 備 事 業	58,700				63,300			
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	60,900				61,000			

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	15,805,609	73,700	15,879,309
2 地方譲与税	645,000	0	645,000
3 利子割交付金	7,000	0	7,000
4 配当割交付金	25,000	0	25,000
5 株式等譲渡所得割交付金	35,000	0	35,000
6 法人事業税交付金	159,000	0	159,000
7 地方消費税交付金	2,902,000	156,900	3,058,900
8 ゴルフ場利用税交付金	7,100	0	7,100
9 環境性能割交付金	32,000	0	32,000
10 地方特例交付金	85,200	0	85,200
11 地方交付税	16,290,191	166,500	16,456,691
12 交通安全対策特別交付金	14,000	0	14,000
13 分担金及び負担金	366,830	0	366,830
14 使用料及び手数料	781,080	0	781,080
15 国庫支出金	15,024,597	302,800	15,327,397
16 県支出金	6,730,406	0	6,730,406
17 財産収入	114,049	21,700	135,749
18 寄附金	2,324,988	0	2,324,988
19 繰入金	2,615,324	0	2,615,324
20 繰越金	1,528,973	0	1,528,973
21 諸収入	936,153	0	936,153
22 市債	4,860,400	100	4,860,500
歳入合計	71,289,900	721,700	72,011,600

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	355,185	0	355,185	0	0	0	0
2 総務費	8,778,684	107,000	8,885,684	0	0	0	107,000
3 民生費	26,901,400	0	26,901,400	0	0	0	0
4 衛生費	4,597,150	0	4,597,150	0	0	0	0
5 農林水産業費	3,723,809	0	3,723,809	0	0	0	0
6 商工費	3,380,399	0	3,380,399	0	0	0	0
7 土木費	5,550,888	21,700	5,572,588	0	0	21,700	0
8 消防費	2,526,308	0	2,526,308	0	0	0	0
9 教育費	4,830,319	0	4,830,319	0	0	0	0
10 災害復旧費	1,891,317	0	1,891,317	0	0	0	0
11 公債費	6,590,865	0	6,590,865	0	0	0	0
12 諸支出金	2,143,576	593,000	2,736,576	0	0	0	593,000
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	71,289,900	721,700	72,011,600	0	0	21,700	700,000

2. 歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個人	4,881,000	73,700	4,954,700	1 現年課税分	73,700	所得割
計	5,840,400	73,700	5,914,100			

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方消費税交付金	2,902,000	156,900	3,058,900	1 地方消費税交付金	156,900	
計	2,902,000	156,900	3,058,900			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	16,290,191	166,500	16,456,691	1 地方交付税	166,500	
計	16,290,191	166,500	16,456,691			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	2,052,192	302,800	2,354,992	1 社会福祉費補助金	302,800	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（10／10）（過年度分）
計	5,144,887	302,800	5,447,687			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 不動産売払収入	73,058	21,700	94,758	1 土地売払収入	21,700	八千把地区土地区画整理事業保留地売払収入
計	76,779	21,700	98,479			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 教育債	535,800	100	535,900	7 社会体育債	100	体育施設整備事業
計	4,860,400	100	4,860,500			

3. 歳出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	4,322,049	107,000	4,429,049	0	0	0	107,000	7 報償費	107,000	ふるさと納税事業
計	7,606,787	107,000	7,713,787	0	0	0	107,000			

(款) 7 土木費 (項) 5 都市計画費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5区画整理費	153,594	21,700	175,294	0	0	21,700	0	24積立金	21,700	八千把地区土地区画整理事業基金事業
計	2,454,040	21,700	2,475,740	0	0	21,700	0			

(款) 12 諸支出金 (項) 1 基金費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 市有施設整備 基金費	1,675	700,000	701,675	0	0	0	700,000	24 積立金	700,000	市有施設整備基金事業
4 ふるさと八代 元気づくり応 援基金費	999,726	△107,000	892,726	0	0	0	△107,000	24 積立金	△107,000	ふるさと八代元気づくり応援基金事業
計	2,143,576	593,000	2,736,576	0	0	0	593,000			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	44,942,797	47,163,882	4,069,400	4,084,650	47,148,632
(8) 教育	11,011,895	10,827,298	801,100	925,106	10,703,292
補正されなかった 区分にかかると額	30,455,472	38,483,764	1,945,800	2,227,584	38,201,980
合 計	75,398,269	85,647,646	6,015,200	6,312,234	85,350,612

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 5 年 7 月 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 20 日
八代市長 中村 博生

記

令和 5 年度八代市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 2 号)

専決第4号

令和5年度八代市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度八代市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 816,500千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,486,100千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月20日専決

八代市長 中 村 博 生

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		10,551,004	816,500	11,367,504
	2 国庫補助金	1,184,398	816,500	2,000,898
補正されなかった款に係る額		52,118,596	0	52,118,596
歳 入 合 計		62,669,600	816,500	63,486,100

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		24,184,868	816,500	25,001,368
	1 社会福祉費	11,750,925	618,352	12,369,277
	2 児童福祉費	9,314,280	198,148	9,512,428
補正されなかった款に係る額		38,484,732	0	38,484,732
歳 出 合 計		62,669,600	816,500	63,486,100

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	16,036,090	0	16,036,090
2 地方譲与税	617,000	0	617,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	38,000	0	38,000
5 株式等譲渡所得割交付金	64,000	0	64,000
6 法人事業税交付金	211,000	0	211,000
7 地方消費税交付金	2,990,000	0	2,990,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	28,000	0	28,000
10 地方特例交付金	112,608	0	112,608
11 地方交付税	15,620,000	0	15,620,000
12 交通安全対策特別交付金	14,000	0	14,000
13 分担金及び負担金	228,404	0	228,404
14 使用料及び手数料	764,858	0	764,858
15 国庫支出金	10,551,004	816,500	11,367,504
16 県支出金	5,261,493	0	5,261,493
17 財産収入	72,434	0	72,434
18 寄附金	2,027,650	0	2,027,650
19 繰入金	1,294,862	0	1,294,862
20 繰越金	1,100,000	0	1,100,000
21 諸収入	929,997	0	929,997
22 市債	4,697,100	0	4,697,100
歳入合計	62,669,600	816,500	63,486,100

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	349,645	0	349,645	0	0	0	0
2 総務費	6,843,713	0	6,843,713	0	0	0	0
3 民生費	24,184,868	816,500	25,001,368	816,500	0	0	0
4 衛生費	4,669,296	0	4,669,296	0	0	0	0
5 農林水産業費	2,739,723	0	2,739,723	0	0	0	0
6 商工費	2,184,368	0	2,184,368	0	0	0	0
7 土木費	5,170,244	0	5,170,244	0	0	0	0
8 消防費	3,101,999	0	3,101,999	0	0	0	0
9 教育費	4,361,145	0	4,361,145	0	0	0	0
10 災害復旧費	1,274,268	0	1,274,268	0	0	0	0
11 公債費	6,979,587	0	6,979,587	0	0	0	0
12 諸支出金	790,744	0	790,744	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	62,669,600	816,500	63,486,100	816,500	0	0	0

2. 歳入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	154,190	618,352	772,542	1 総務管理費補助金	618,352	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	313,943	198,148	512,091	2 児童福祉費補助金	198,148	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（10／10）
計	1,184,398	816,500	2,000,898			

3. 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
6 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費	0	618,352	618,352	618,352	0	0	0	1 報酬	2,123	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 給付事業（重点交付金）
								3 職員手当等	2,284	
								4 共済費	498	
								8 旅費	76	
								10 需用費	2,227	
								11 役務費	7,844	
								12 委託料	3,300	
								18 負担金補助及び交付金	600,000	
計	11,750,925	618,352	12,369,277	618,352	0	0	0			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 子育て世帯特別給付金給付事業費	0	198,148	198,148	198,148	0	0	0	3 職員手当等	2,099	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業
								10 需用費	126	
								11 役務費	659	
								12 委託料	264	
								18 負担金補助及び交付金	195,000	
計	9,314,280	198,148	9,512,428	198,148	0	0	0			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(769) 1,073	574,605	4,136,938	2,469,081	7,180,624	1,404,020	8,584,644	
補 正 前	(766) 1,073	572,482	4,136,938	2,464,698	7,174,118	1,403,522	8,577,640	
比 較	(3) 0	2,123	0	4,383	6,506	498	7,004	

※ () 内は再任用短時間勤務職員及びパートタイムの会計年度任用職員（外書き）

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴任 手 当	災 害 派遣 手 当
	補 正 後	114,498	59,296	2,970	332,592	65,955	1,174	1,689,021	109,554	86,205	4,394	1,968	1,454
	補 正 前	114,498	59,296	2,970	328,676	65,955	1,174	1,688,554	109,554	86,205	4,394	1,968	1,454
	比 較	0	0	0	3,916	0	0	467	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(73) 1,002		4,012,314	2,338,382	6,350,696	1,277,123	7,627,819	
補 正 前	(73) 1,002		4,012,314	2,334,466	6,346,780	1,277,123	7,623,903	
比 較	(0) 0		0	3,916	3,916	0	3,916	

※ () 内は再任用短時間勤務職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴任 手 当	災 害 派遣 手 当
	補 正 後	114,498	55,235	2,970	329,763	65,955	1,174	1,565,212	109,554	86,205	4,394	1,968	1,454
	補 正 前	114,498	55,235	2,970	325,847	65,955	1,174	1,565,212	109,554	86,205	4,394	1,968	1,454
	比 較	0	0	0	3,916	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(696) 71	574, 605	124, 624	130, 699	829, 928	126, 897	956, 825	
補 正 前	(693) 71	572, 482	124, 624	130, 232	827, 338	126, 399	953, 737	
比 較	(3) 0	2, 123	0	467	2, 590	498	3, 088	

※ () 内はパートタイムの会計年度任用職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴任 手 当	災 害 派遣 手 当
	補 正 後		4, 061		2, 829			123, 809					
	補 正 前		4, 061		2, 829			123, 342					
	比 較		0		0			467					

契約の変更について

本市は、下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

(変更前)

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 林道菊池人吉線災害復旧工事 (R 2 7 月災 2 号) |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市泉町久連子 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 6 7 , 1 2 4 , 1 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岩奥産業・江川組建設工事共同企業体
代表者 八代市泉町柿迫 8 1 5 5 番地
岩奥産業 株式会社
代表取締役 森 崎 勇 二 |

(変更後)

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 林道菊池人吉線災害復旧工事 (R 2 7 月災 2 号) |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市泉町久連子 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 9 5 , 4 9 4 , 2 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岩奥産業・江川組建設工事共同企業体
代表者 八代市泉町柿迫 8 1 5 5 番地
岩奥産業 株式会社
代表取締役 森 崎 勇 二 |

令和 5 年 7 月 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

議会の議決を経た契約のうち契約金額の 1 割以上又は 2, 0 0 0 万円以上の金額に係る内容の変更については、議会の議決を得る必要がある。

市道路線の認定について

本市は、下記の路線を市道として認定するものとする。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1 5 7	落合線	八代市泉町柿迫 3 1 9 8 - 2 番地先	八代市泉町栗木 5 8 5 0 番 2 地先	なし

令和 5 年 7 月 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

市道の認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 7 月 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

こども家庭庁設置法等の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関し従うべき基準・参酌すべき基準を定める内閣府令及び厚生労働省令の一部改正に伴い、これらの基準に関する規定を整備するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年八代市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年八代市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第3項中「又は同項第2号」を「又は同条第2号」に、「教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第36条第3項中「第13条第2項」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項」に改める。

第37条第1項中「この節」を「この章」に、「第28条」を「第27条」に、「同省令第31条」を「同令第27条」に、「第42条第3項第1号」を「同号」に、「同省令第33条」を「同条」に改める。

第39条第2項中「この節」を「この章」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の員数」を「利用定員」に改める。

第51条第2項中「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満保育認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「、本章」を「、前節」に、「以下本章」を「以下この章」に、「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「支給認定」を「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定」に改める。

第52条第2項中「法第19条第3号」を「同条第3号」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「限る。）」を「限る。）」と、

「法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市厚生会館条例の廃止について

八代市厚生会館条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 7 月 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市厚生会館の供用廃止に伴い、当該公の施設の設置及び管理に関する条例を廃止する必要がある。

八代市厚生会館条例を廃止する条例

八代市厚生会館条例（平成１７年八代市条例第８１号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（八代市厚生会館・八代市鏡文化センター運営審議会設置条例の一部改正）

- 2 八代市厚生会館・八代市鏡文化センター運営審議会設置条例（平成２０年八代市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八代市鏡文化センター運営審議会条例

第１条中「八代市厚生会館及び八代市鏡文化センター」を「八代市鏡文化センター」に、「八代市厚生会館・八代市鏡文化センター運営審議会」を「八代市鏡文化センター運営審議会」に改める。

第２条中「八代市厚生会館及び八代市鏡文化センター」を「八代市鏡文化センター」に改める。

（八代市暴力団排除条例の一部改正）

- 3 八代市暴力団排除条例（平成２３年八代市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号から第７６号までを１号ずつ繰り上げる。

八代市農村運動広場条例の一部改正について

八代市農村運動広場条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 7 月 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市農村運動広場の利用開始時間を変更するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市農村運動広場条例の一部を改正する条例

八代市農村運動広場条例（平成１７年八代市条例第１３３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「午前９時」を「午前８時」に改める。

附 則

この条例は、令和５年８月１日から施行する。

八代市災害危険区域に関する条例の制定について

八代市災害危険区域に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 7 月 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

令和 2 年 7 月豪雨により甚大な被害を受けた区域において、新たな災害に際して市民の安全を確保するため、建築基準法の規定に基づき災害危険区域の指定を行い、区域内における建築物の建築を制限するに当たり、条例を制定する必要がある。

八代市災害危険区域に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定)

第2条 市長は、河川の出水による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するものとする。

2 市長は、災害危険区域を指定するときは、当該区域を告示し、当該区域を記載した図書を一般の縦覧に供するものとする。

3 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

4 前2項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。

(建築物の建築の制限)

第3条 災害危険区域内においては、住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿その他の常時住居の用に供する建築物（以下「住宅等」という。）、病院、診療所（病室を有するものに限る。）及び児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。）（以下「病院等」という。）並びにホテル及び旅館（以下「ホテル等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する建築物であつて、規則で定めるところによりあらかじめ市長の認定を受けたものでなければ建築してはならない。

(1) 地盤面の高さを規則で定める災害危険設定水位（以下「災害危険設定水位」という。）以上として建築する建築物

(2) 災害危険設定水位以下の部分に就寝の用に供する室（以下「就寝室」という。）を有しない住宅等

(3) 災害危険設定水位以下の部分の主要構造部（屋根及び階段を除く。以下同じ。）が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に就寝室を有しない病院等

(4) 災害危険設定水位以下の部分の主要構造部が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に就寝室を有しないホテル等

(5) 法第85条第2項の応急仮設建築物又は仮設建築物

(6) その他前各号に準ずるもので、災害防止上特に支障がない建築物

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について

八代市簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 7 月 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

簡易水道事業の経営の一元化を図り、広域的な水道事業を行う等のため、
3 3 地区の簡易水道事業を統合するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

八代市簡易水道事業給水条例（平成１７年八代市条例第２６５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「簡易水道区域」を「とおりに改める。

別表第１ １ 二見洲口町の区域の表１の項中「二見白島簡易水道」を「二見白島配水区」に改め、別表第１ ２ 坂本町の区域の表１の項中「西部地区簡易水道」を「西部配水区」に改め、同表２の項中「下深水地区簡易水道」を「下深水配水区」に改め、同表３の項中「瀬高地区簡易水道」を「瀬高配水区」に改め、同表４の項中「木々子地区簡易水道」を「木々子配水区」に改め、同表５の項を次のように改める。

５	鮎俣配水区	坂本町鮎俣い地区の一部 坂本町鮎俣は地区の一部 坂本町鮎俣に地区の一部	古屋敷、早水、日田地、 稲入、大平、登俣
---	-------	---	-------------------------

別表第１ ２ 坂本町の区域の表６の項中「日光地区簡易水道」を「日光配水区」に改め、同表７の項中「辻地区簡易水道」を「辻配水区」に改め、同表８の項を次のように改める。

８	登俣配水区	坂本町鮎俣に地区の一部	登俣
---	-------	-------------	----

別表第１ ２ 坂本町の区域の表９の項中「川原谷地区簡易水道」を「川原谷配水区」に改め、同表１０の項中「坂本地区簡易水道」を「坂本配水区」に改め、同表１１の項中「合志野地区簡易水道」を「合志野配水区」に改め、同表１２の項中「荒瀬地区簡易水道」を「荒瀬配水区」に改め、同表１３の項中「藤本地区簡易水道」を「藤本配水区」に改め、同表１４の項中「大門地区簡易水道」を「大門配水区」に改め、同表１５の項中「中津道地区簡易水道」を「中津道配水区」に改め、同表１６の項中「鶴喰地区簡易水道」を「鶴喰配水区」に改め、同表１７の項中「板持地区簡易水道」を「板持配水区」に改め、同表１８の項中「久多良木地区簡易水道」を「久多良木配水区」に改め、同表１９の項中「小川内地区簡易水道」を「小川内配水区」に改め、別表第１ ３ 東陽町の区域の表１の項中「河俣地区簡易水道」を「河俣配水区」に改め、同表２の項中「箱石地区簡易水道」を「箱石配水区」に改め、別表第１ ４ 泉町の区域の表１の項中「白岩戸簡易水道」を「白岩戸配水区」に改め、同表２の項中「落合簡易水道」を「落合配水区」に改め、同表３の項中「二重簡易水道」を「二重配水区」に改め、同表４の項中「打越地区簡易水道」を「打越配水区」に改め、同表５の項中「河合場簡易水道」を「河合場配水区」に改め、同表６の項中「一ッ氏簡易水道」を「一ッ氏配水区」に改め、同表７の項中「岩奥簡易水道」を「岩奥配水区」に改め、同表８の項中「野添簡易水道」を「野添配水区」に改め、同表９の項中「赤根簡易水道」を「赤根配水区」に改め、同表１０の項中「南川内簡易水道」を「南川内配水区」に改め、同表１１の項中「五家荘地区簡易水道」を「五家荘配水

区」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 2 4 条関係）

計量給水区域	白岩戸配水区
	落合配水区
	二重配水区
	打越配水区
	野添配水区
	南川内配水区
	五家荘配水区
放任給水区域	河合場配水区
	一ッ氏配水区
	岩奥配水区
	赤根配水区

附 則

この条例は、公布の日から施行する。